

2008

広報

わき



No. 418

緑の風薫る文化のまち和木町
平成20年
1
月号



新年あけましておめでとうございます



トピックス

- 古木町長新年のあいさつ 1P・2P
- 榊議長、河村教育長新年のあいさつ 3P
- 2007年和木町の出来事 4P

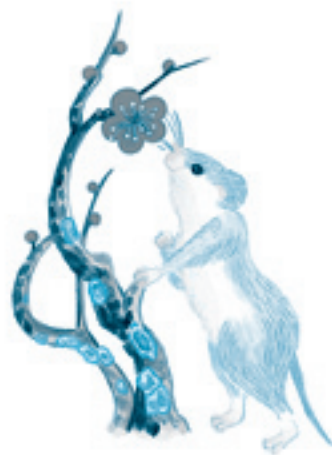
**和木駅
開業日決定!!**
関連記事P5・6



町民の皆様方には 大きな夢と希望に満ちた
輝かしい平成20年の新春を
お健やかに迎えのこと
心からお慶びを申し上げます



和木町長 吉木 哲夫



町民の皆さま、新年明けましておめで
とうございます。

大きな夢と希望に満ちた平成20年の新
春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上
げます。

旧年中は、町政の推進に対しまして、
町民の皆様より暖かいご理解と、ご協力
をいただきました。誠にありがとうございます。

いました。新春を迎え、和木町の一層の
躍進を胸に誓い、心を新たにしていると
ころでございます。

さて、昨年の和木町の出来事といたし
ましては、まず1月に、全国町村会総
会において、本町が全国優良町村に選定
されました。これは、町民の皆様方・議
会・行政が一体となってまちづくりに取

り組んだこと、また、健全な町財政が高
く評価され受賞に至ったもので、皆様方
の一方ならぬご理解とご協力の賜物であ
ると、深く感謝いたしております。

3月には、「本町の特徴を生かした主
体性を確立」するため、無理と無駄を無
くしてサービスの向上を図り、健全な行
政運営に努めるため、ISO9001認

証を取得いたしました。これにより、現状においての様々な課題や改善点を見つけて出し、それらを速やかで適切な方法で対処できるよう、現在も職員一丸となつて切磋琢磨しているところでございます。

次に、私が公約に掲げております「住民参加と役割分担」として、9月から10月にかけて、町内13ヶ所で出前公聴会を開催し、多くの皆様と膝を交え、325項目の様々な分野にわたる貴重なご意見・ご提言を頂戴いたしました。厚くお礼申し上げます。頂戴したご意見・ご提言につきましては、機会をみて回答させていただきますと共に、きめ細やかな行政の推進に役立たせていただきます。

その他にも、現在工事中の和木トンネルが貫通したことや、国道2号を横断していた引込線跨道橋が撤去されたこと、小学校前から郵便局付近までの中道が整備されたことなど、昨年は、町全体の町

並みが変わりつつ、より一段と便利で住みよい町へと変貌する過程の年でもありました。

そして、本年3月15日には、和木町民にとつて永年の夢でもありましたJR新駅が遂に開業し、付近の町並みや機能が大きく変わります。新駅の名称も「和木（わき）駅」に決定され、いよいよ開業を待つのみとなりましたが、これにより、和木駅を中心とした総合的交通体系の整備や都市機能の向上が見込まれ、和木町の歴史に躍進の1ページが付け加えられます。

なお、旧年中は駅の設置につきまして、町民の皆様方をはじめ、多くの皆様方に多大なご寄付を頂戴いたしました。この場をお借りして、深くお礼申し上げます。さらに、平成20年度、21年度の中学校校舎の建て替えを皮切りに、町営江尻・緑ヶ丘住宅の建て替え、和木地区と蜂ヶ峯地区を結ぶ防災道路の建設など、各

種事業を展開して参りますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本年も、幸せと豊かさを感じられるまちづくりを目指し、私が信条としております「本町の特徴を生かした主体性の確立」「福祉と教育文化の向上」「経済の活性化と基盤整備」「保健衛生と環境整備」「住民参加と役割分担」の5項目を礎に、町民の皆様方と共に町政に取り組み、12支の始まりの年、子年にふさわしく、新たな夢と希望を創造するまちづくりを推進していく所存でございますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、町民の皆様には、健康に十分ご留意いただき、ますますのご健勝とご多幸ご繁栄を、そして、和木町にとりまして、更なる飛躍の年でありますよう、心から祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

新年明けましておめでとうございます

和木町議会議長

神

正文



爽やかな希望にあふれる新春を迎えるにあたり謹んでお慶び申し上げます。町民のみなさまには、常日頃から町政に対する心暖かいご理解と、絶大なるご協力を賜り議会活動に精励できましたことに対し、心からお礼申し上げます。

さて、昨年は政治経済の目まぐるしい変動、新潟中越地震等の大規模災害の発生など非常に憂慮される状況となっております。

また、和木町議会においても議員選挙が実施された年でもありましたが、残念ながら無投票という結果になったことで、皆さま方から議員定数削減など厳しい批判の声も届いており、議会改革の必要性を感じております。

平成20年を迎え、3月には「和木駅」がいよいよ開業し、和木町の歴史にまた新たな1ページが加えられようとしています。



しかしながら、わが国の社会経済情勢は依然として大変厳しい状況に立たされて、和木町におきましても地方分権や市町村合併の問題など大きな変革を迫られており、まさに行政の真価が問われている時代といっても過言ではありません。

和木町では若年層の流出、高齢化率21%と町政の発展を図る上で大きな隘路となっており、これを打開するためには若人に十分魅力のある、活力あふれる地域社会を実現することが何よりも肝要であると思います。このためには充実した生活基盤の確保が急務でございますが、今年こそ町の活性化のために、我々も英知を結集し創意工夫を凝らすとともに、ニーズを先取りした先導的役割を果たしていく心意気で町勢発展の期待にこたえていきたいと存じます。

昔から「一年の計は元日にあり」と申します。新年を契機に、相ともに心を新たにしてい、町民の皆さんが和木町を誇りとし、和木町に住む喜びを噛み締めることができるような魅力あるまちづくりの実現のプランを立て、その実現を目指すことをお約束いたしましたして、新年のご挨拶といたします。

謹んで新春のお喜びを申し上げます

和木町教育長

河

村

忠

昭



山積する中、今回、第10条に家庭教育の条文が新設されました。内容は、保護者が子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする、というものです。

子どもが健全に成長するためには、家庭と学校の役割は重要であり、車の両輪としての働きが求められます。

「福沢諭吉」は家庭教育に関することについて次のように述べています。

「教うるよりも習いという諺あり。本当に習慣の力は教える力よりも強大なるものなり。子生まれて家にあり、毎日見習う所のものは、父母の行動と家風よりほかならず。一家の風は父母の心をもって成り立つもの。子供の習慣は全て父母の心がよりどころ。一家は習慣の学校であり、父母は習慣の教師なり。」

家庭教育の原点を示唆しており、今一度見つめ直していただきたいことでもあります。

今年も「緑の風薫る文化のまち和木町」のもと、子どもたちの健全育成を目指し、教育行政の発展充実に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。



2007 和木町の出来事

◆和木町が全国優良町村に選定

町民・議会・行政が一体となってまちづくりに取り組んだこと、県内でもトップクラスの水準にある財政の健全性が高く評価されました。

◆ISO9001認証を取得

3月22日に認証取得が決定し、27日に登録証授与式が開催されました。現在も和木町における様々な課題、改善点の是正を行い、無理と無駄を無くしてサービスの向上を図るとともに、健全な行政運営に努めて行きます。



ISO9001認証を取得！

◆町議会議員一般選挙

4月17日に告示された和木町議会議員選挙において、議員定数14名に対し、14名が立候補したため、立候補した全員が無投票で当選しました。なお、議長に榊正文さん、副議長に米本正明さんが選出されました。

◆二武功さん瑞宝双光章を受章

岩国市教育委員会教育長などを歴任し、永年の教育行政功労が高く評価され、受章されました。

◆『JR和木駅』建設開始

6月27日の安全祈願祭を皮切りに、平成20年3月15日の開業に向けてJR和木駅建設工事が着工されました。また、9月19日には駅名が「和木」(わき)に正式決定されました。



駅舎建設風景
平成20年3月15日開業

◆和木トンネル貫通

7月19日、県道北中山岩国線和木トンネルにおいて貫通式が行われました。供用開始は平成20年2月を予定しています。

◆町内3箇所にAEDを設置

AED(自動体外式除細動器)とは、心臓機能が停止している人に電気ショックを与えて、正常な心臓の動きを取り戻させる機器のことで、総合コミュニティセンター、体育センター、小学校に設置されました。



和木トンネル
平成20年2月供用開始予定

◆出前公聴会開催

9月から10月にかけて町内13箇所で開催し、町民の皆さまから貴重なご意見等をいただきました。

◆姉妹都市交流で、恵庭市から派遣職員

10月から11月の2ヶ月間、姉妹都市恵庭市から関口健太さんが派遣され、研修を行いました。

◆引込み線跨道橋撤去

国道2号線を横断していた鉄道引込み線の鉄橋が撤去されました。

◆和木駅設置期成同盟会が寄付

12月5日、和木駅設置期成同盟会から和木町に対して、約5千万円の寄附金が贈呈されました。



町内13箇所で出前公聴会を開催

JR和木駅

平成20年3月15日(土)オープン!!!



12月20日、JR西日本広島支社が平成20年春のダイヤ改正についての記者発表を行い、和木駅の開業を平成20年3月15日(土)に決定したと発表しました。

和木駅には、1日当たり上下140本の列車が停車します。通勤、通学、通院、お買い物など、多くの方のご利用をお待ちしています。



工事は着々と進行しています

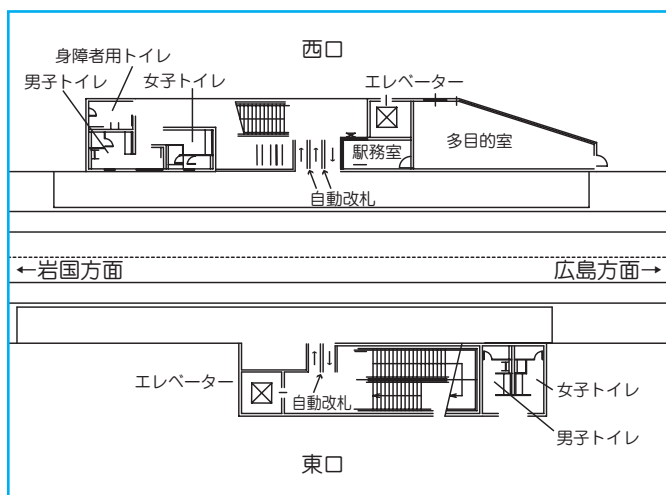
✓ 和木駅交流プラザ

和木駅の駅舎には、JRの施設となるホームなどを除いて、次のような施設があり、その総称を「和木駅交流プラザ」と言います。これらは全て和木町の施設となります。

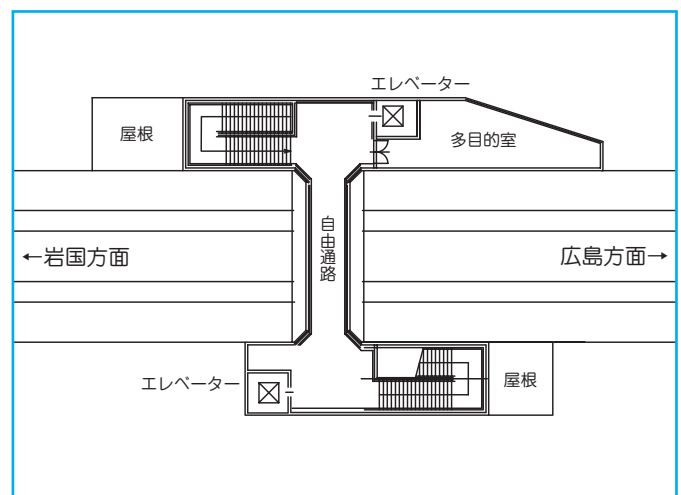
和木駅交流プラザの管理は指定管理者に委託するため、現在、指定管理者(法人)を募集しています。

【和木駅交流プラザの施設】

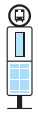
- ◇ 都市施設 ⇨ 駅事務室、西口1階及び2階多目的室、西口及び東口公衆トイレ
- ◇ 道路施設 ⇨ 西口及び東口エレベーター、階段、自由通路(跨線橋)、コンコース



駅1階平面図



駅2階平面図



和木町コミュニティバス発進!!

和木駅の開業に伴ない、「和木町コミュニティバス」が運行を開始します。

身近な公共交通機関として町民に親しまれてきた「町内無料巡回バス」は、和木駅を中心に、土日祝日の運行や平日2台体制による運行などで増便して、さらに利便性を向上するとともに、大人100円、学生50円の均一料金で有料化し、新たに「和木町コミュニティバス」として、運行を開始します。

1.乗車料金

- 一般100円、学生50円、未就学児無料
(学生とは、学生証を携帯している大学生や専門学校生、予備校生を含みます)
- 回数券 > 50円券24枚つづり1,000円(一般は1回につき2枚使用します)
- 定期券 > 1ヶ月定期 一般3,000円、学生1,500円
3ヶ月定期 一般8,000円、学生4,000円
- その他 > 瀬田3丁目、4丁目の小中学生は、町内の学校への登下校時は無料



2.運行時間

- 平日は、6時45分から19時45分まで運行予定
- 土、日、祝日は、9時から18時まで運行予定

3.運行ルート、便数

運行日	路線名	主な走行ルート	便数
平日	瀬田路線	JR和木駅⇔瀬田方面	10便
	関ヶ浜路線	JR和木駅⇔関ヶ浜方面	10便
土日祝日	休日路線	JR和木駅⇔瀬田、関ヶ浜方面	7便



和木町コミュニティバスの愛称募集

平成20年3月15日から運行を開始する「和木町コミュニティバス」を、より親しみやすいバスとするため、愛称を募集します。

募集期間 > 1月7日(月)～1月31日(木)必着

賞・記念品 > 採用作品の作者に記念品を贈呈(複数の場合は抽選で1名)

応募資格 > 和木町内に在住の方、和木町内に通勤・通学をされている方

応募方法 > 必要事項を記入の上、和木町役場窓口の専用応募箱に投函又は郵送(はがき)、FAX、Eメールで応募してください。(1人1点まで)

【必要事項】

- 愛称(ふりがな)
- 愛称の簡単な説明
- 応募する方の住所、氏名、電話番号、年齢、性別、職業

その他 > 採用作品の諸権利は和木町に帰属します。

《応募・お問合せ》

〒740-8501 和木町和木1丁目1-1
和木町企画総務課 企画係まで
☎ 52-2136 FAX 52-5313
e-mail somu@town.waki.lg.jp



平成19年第5回和木町議会定例会

議員定数削減案可決 定数14から10へ

平成19年第5回和木町議会定例会が12月7日から12月19日までの13日間の会期で開催され、報告4件、同意1件、選挙1件、議案15件、発議1件、請願1件、意見書4件について審議されました。

発議第5号【可決】

和木町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の提出について

平成19年9月の定例会で継続審議とされていた、議員定数を14から10に削減する条例改正案が可決されました。
適用は次回の町議会議員一般選挙からとなります。

報告第13号【承認】

例月現金出納検査の結果について

報告第14号【承認】

山陽本線大竹・岩国間新駅設置の基本協定書の一部を変更することに関する専決処分について

報告第15号【承認】

山陽本線大竹・岩国間新駅設置の平成19年度実施協定書の一部を変更することに関する専決処分について

同意第4号【承認】

監査委員の選任について

※松本成子さんを任命するもの
選挙第6号

選挙管理委員及び補充員の選挙に

ついて

※任期満了に伴い、和木町選挙管理委員4名及び補充員4名の選挙をするもの

議案第38号【可決】

平成19年度和木町一般会計補正予算第4号

議案第39号【可決】

平成19年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第40号【可決】

平成19年度和木町老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第41号【可決】

和木駅交流プラザ及び和木駅駐輪場条例について

議案第42号【可決】

和木町コミュニティバスの運行に関する条例について

議案第43号【可決】

和木町自転車等の放置防止に関する条例について

議案第44号【可決】

和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第45号【可決】

株式売買約定書の締結について

議案第46号【可決】

区域外道路の認定に関する承諾について

議案第47号【可決】

美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第48号【可決】

山口県市町総合事務組合の財産処分について

議案第49号【可決】

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議案第50号【可決】

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第51号【可決】

山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等について

議案第52号【可決】

マイクロバスの購入契約の締結について

請願第2号【採択】

厚生労働省に原爆承認制度の抜本的改善を求める意見書についての請願

意見書案第4号【採択】

地域の入院医療を守り、安心して暮らせるための医療、介護、福祉施策の充実を求める意見書(案)について

意見書案第5号【採択】

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書(案)について

意見書案第6号【採択】

最低賃金の引き上げを求める意見書(案)について

意見書案第7号【採択】

道路整備財源の安定的な確保を求める意見書(案)について

報告第16号

中学校校舎建替調査研究特別委員会報告



松本成子さん

任期満了に伴い監査委員に松本成子さんが再任されました。
任期は平成20年1月1日から平成23年12月31日までです。



相川逸雄さん



柳井 博さん



岡田康彦さん



石山 陽さん

任期満了に伴い選挙が行われ、選挙管理委員に相川逸雄さん、柳井博さん、岡田康彦さん、石山陽さん、補充員に榎山雅亮さん、海井朗弘さん、村重輝夫さん、榊重成さんが選出されました。
「任期は平成19年12月25日から平成23年12月24日までです。」

まちの話題

和木駅設置に寄附金5千万円

12月5日、和木駅設置期成同盟会(森田孝雄会長)が古木町長を訪ね、JR和木駅設置に対する寄附金として、約5千万円を贈呈しました。

この寄附金は、町民の皆さまをはじめ、町内企業など多くの方々からご提供いただきました。寄附をいただきました皆さま、ご協力ほんとうにありがとうございました。

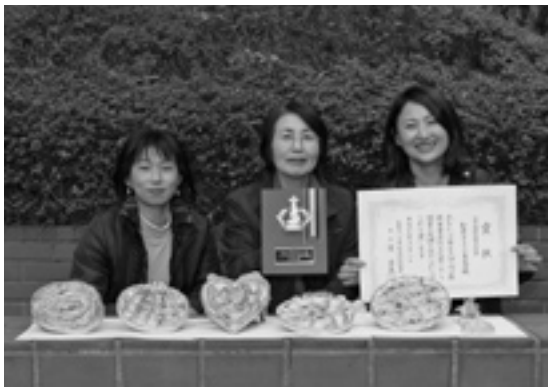
また、募金活動を支えていただきました、町内の各自治会長をはじめとした多くの募金活動世話人の皆さま、ありがとうございました。



寄附金ありがとうございました

まちの話題

手と手を取り合い、「手をつなぐ育成会」受賞



《和木町手をつなぐ育成会》

和田さん 日置会長 中磯さん

12月8日から9日にかけて、山口県総合保健会館で開催された、第13回山口県障害者芸術文化祭において、「和木町手をつなぐ育成会」の作品が山口市社会福祉協議会長賞を受賞されました。

この文化祭は、障害のある人とい人との交流を深め、さらに芸術の質の向上を図ることを目的に開催されているもので、今回、手をつなぐ育成会が出品した作品の数々は、障害を持つ子どもとその保護者が協力して完成させた見事な陶器です。受賞おめでとうございます。

多年にわたる教育実践が認められて功労者表彰を受賞



福屋憲道さん

和木町立和木小学校教諭福屋憲道先生が、11月15日、県庁にて教育功労者表彰を受賞されました。

福屋先生は国語科の学習指導について多年にわたり研究され、全国の研究大会等でその成果を発表すると

「花いっぱい運動」で3団体が受賞

11月27日、県庁で開催された「優良団体等表彰式」において、ハロー60健康ふれあい塾パートI（平岡孝之代表）が知事賞を受賞されました。同団体は、公園花壇の整備、周辺の環境美化、防犯を考慮した園内の手入れなどが高く評価されました。

また、新日本石油精製（株）麻里布製油所（松田忠雄所長）、老人クラブ第三喜楽会（村上庄市会長）がそれぞれ優良賞、奨励賞を受賞され、河村教育長から賞状等を伝達されました。



知事賞受賞！
ハロー60健康ふれあい塾パートI

受賞された各団体は、花作りをとおして、環境の美化、青少年健全育成、地域連帯感の醸成などの地域づくりに大きく貢献されています。今後もより一層お願いします。

生改連朝市で賑わい

12月11日、コミュニティセンター前で和木町生活改善実行グループ連絡協議会（西崎節子会長）の主催で朝市が開催されました。

会場には、新鮮な白菜やチンゲン菜など旬の地元野菜が並べられ、その中には当日の朝に収穫した野菜もありました。価格もリーズナブルとあって大変な賑わいをみせました。

次回は、蜂ヶ峯クロスカントリー大会で販売する予定です。

商工会・青年部 あいあい苑にクリスマスプレゼント

12月12日、商工会青年部（津島宏保部長）から『わきあいあい苑』の入所者に対し、クリスマスプレゼントとして、苑敷地内にイルミネーションが設置されました。

この事業は、毎年クリスマス時期に『わきあいあい苑』の入所者の方々に喜んでもらうと行われているもので、平成15年から始まり、今回で5回目となりました。

毎年プレゼント選びに四苦八苦するものの、今回は苑の希望で楽しいクリスマスとなるよう、イルミネーションを用意したそうです。

「幻想的な灯りで入所者の方々が癒されますように！」と願いが込め

られています。



イルミネーションをプレゼント



活気で賑わう朝市

剣道級審査会

期 日 ▼11月24日

場 所 ▼岩国市立錦清流小学校

審査の結果、和木町スポーツ少年団より次の児童が各級に合格しました。

結 果 ▼(敬称略)

◆剣道5級

山口 栄一(和木小3年)

◆剣道4級

中村 友哉(和木小3年)

本田 明梨(和木小4年)

村岡 大輝(和木小4年)

奈良 勇輝(和木小4年)

◆剣道3級

藤井 優香(和木小5年)

堀江 和(和木小5年)

和木町体協ゴルフ大会
(赤い羽根チャリティ)

期 日 ▼11月29日

場 所 ▼和木ゴルフ倶楽部

結 果 ▼(敬称略)

優勝

準優勝

第3位

竹本 講治

田中 一憲

泉 洋

第7回岩国市家庭婦人
バレーボール大会

期 日 ▼12月9日

場 所 ▼体育センター

結 果 ▼第3位 ウイングス和本

和木町冬季ソフトテニス大会

期 日 ▼12月1日

場 所 ▼町民庭球場

結 果 ▼(敬称略)

優勝

準優勝

第3位

第3位

第3位

山口県スポーツ文化センター

○バドミントン競技

期 日 ▼12月15日

場 所 ▼

山口県スポーツ文化センター

結 果 ▼男子団体2部 準優勝

和木体協バドミントン部

第8回和木町近郊
小学生バレーボール大会

12月16日、体育センターで「和木町近郊小学生バレーボール大会」が開

催され、広島・山口県下の28チームが

熱戦を繰り広げました。

この大会に際し、読売センター岩

国東販売所長の中津井さんから大会

の後援として、メダル48個を寄贈し

ていただきました。ありがとうございました。

結 果 ▼A級 第3位

和木スポ少バレーボール部

ミニ農園 入園者募集

町では、農作業による生産の喜びを多くの皆さんに体験していただき、自然とのふれあいを実感していただけるように、ミニ農園の入園者を募集します。

場所	1丁目ミニ農園 和木1丁目317-1	4丁目ミニ農園 和木4丁目696-1
		
募集区画	5区画	3区画
面積	12㎡/区画	50㎡/区画
入園料	2,300円/年	4,400円/年

対 象 者 ▶町内在住の方で今まで入園されていない方

入園期間 ▶平成20年4月1日～平成21年3月末日(原則)

募集期間 ▶1月4日(金)～1月11日(金)

申込方法 ▶住民サービス課の所定の様式により申込んでください。

なお、募集者多数の場合は抽選により入園者を決定します。

問 合 せ ▶住民サービス課(☎52-2194)



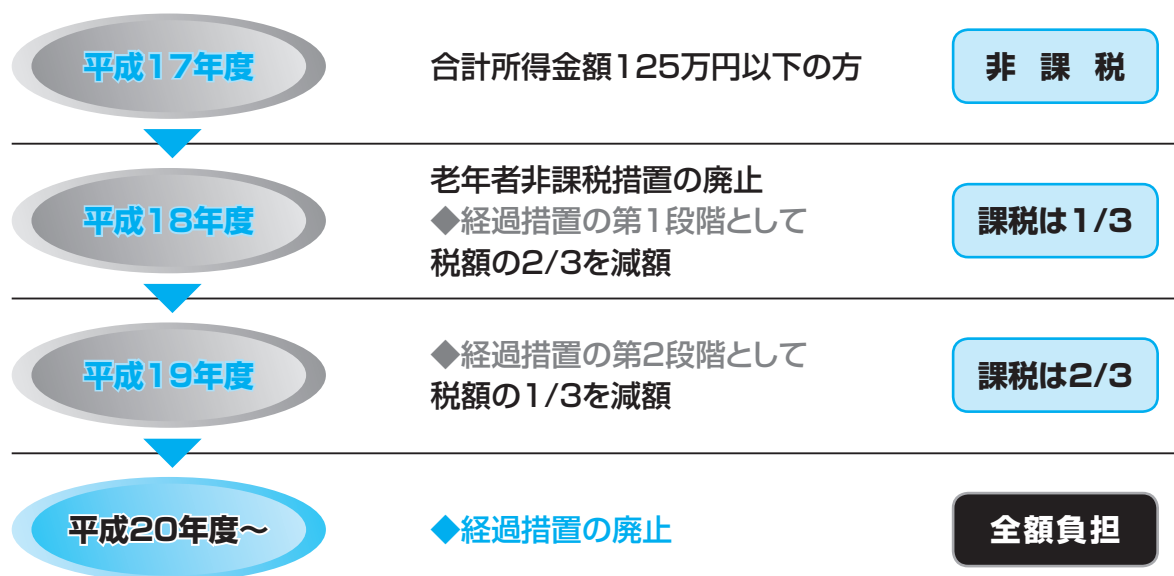


平成17年1月1日時点で65歳以上であった方

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

●住民税の老年者非課税措置廃止の経過



住民税の地震保険料控除が創設されました！

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

●地震保険料控除 平成20年度課税分から

◆対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

問合せ▶税務課(52-2193)

申告が必要です！

〈 申告期限 平成20年3月17日まで 〉

✓ 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

～控除しきれなかった分は住民税(所得割)から控除されます～

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、税務課(平成20年1月1日現在お住まいの市区町村)へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方

所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して税務課へ提出してください。
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出してください。

※給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

申告が必要です！

〈 申告期間 平成20年7月1日～31日まで 〉

✓ 平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

税務課(平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村)へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は、申告先をお間違えにならないようご注意ください。

〈申告先〉 税務課(平成19年1月1日現在お住まいの市区町村)

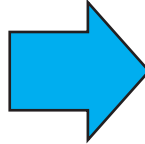
※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。したがって、寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

平成20年4月から

国保と老人保健が変わります!

乳幼児の自己負担割合2割の範囲が、小学校入学前までに拡大されます。

平成20年3月31日まで
3歳未満 2割



平成20年4月1日から

小学校入学前 2割

(6歳に達する日以降の
最初の3月31日まで)



高額医療・高額介護合算制度が創設されます。

医療費の自己負担額と介護サービスの利用料が合算できるようになります。医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額(年額)を超えた場合は、超えた分が「**高額介護合算療養費**」として支給されます。

○高額介護合算療養費の自己負担限度額(年額)

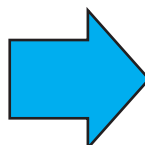
	70歳以上 75歳未満	75歳以上
一般	62万円	56万円
現役並み所得者	67万円	67万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

	70歳未満
一般	67万円
上位所得者	126万円
住民税非課税世帯	34万円

退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります。

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受けられる方とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、その対象年齢が65歳未満になります。65歳になると、一般の国保加入者になります。

平成20年3月31日まで
退職者医療制度の対象年齢
75歳未満

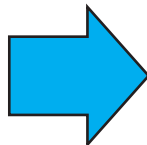


平成20年4月1日から
退職者医療制度の対象年齢
65歳未満

✓療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります。

70歳以上の方が療養病床に入院した場合、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が65歳以上に変わります。

平成20年3月31日まで
70歳以上



平成20年4月1日から
65歳以上

✓40歳以上75歳未満の人を対象に、特定健診・特定保健指導が始まります。

40歳以上75歳未満の方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策を取り入れた、新たな「**特定健康診査(特定健診)**」・「**特定保健指導**」が始まります。

※75歳以上の方は、後期高齢者医療制度での健康診査が受けられます。



✓65歳以上の方の保険料の年金からの天引きが始まります。

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険料納付について、世帯主の年金からの天引き(特別徴収)が始まります。

ただし、以下の場合は、これまでどおりの納付方法(納付書や口座振替)になります。

※世帯主が国保被保険者以外の場合

※年金の年額が18万円未満の場合

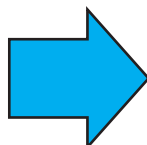
※国保料と介護保険料の天引きをあわせた額が年金額の2分の1を超える場合



✓75歳以上の方は、老人保健制度に代わり、「後期高齢者医療制度」が創設されます。

これまでの老人保健制度では、各医療保険に加入したまま老人保健制度の対象となっていました。20年4月からは、**国保や健保などの医療保険をはずれて、後期高齢者医療制度に新たに加える**ことになります。

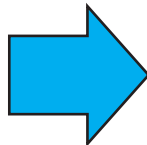
平成20年3月31日まで
75歳以上の方
国保や健保に加入したまま、
老人保健制度の対象



平成20年4月1日から
75歳以上の方
全員、後期高齢者医療制度に加入
(国保・健保などからは外れます。)

✓70歳から75歳未満の方の**自己負担の割合は変わりません!!**

平成20年3月31日まで
70歳以上75歳未満
1割



平成20年4月1日から
70歳以上75歳未満
1割(変わりません。)



問合せ▶保健福祉課 国保係

☎52-2196

4月から

75歳以上の高齢者を対象とした

『後期高齢者医療制度』が始まります!

1.対象者について

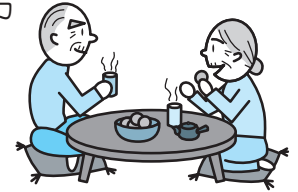
- ①町内にお住まいの方で、75歳以上の方(平成20年4月1日以降に75歳になる方は、誕生日に取得)
- ②65歳から74歳までの、一定の障害の状態にあり町から認定を受けている方

2.保険料について

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

※これまで保険料を負担していなかった被用者保険の被扶養者で

あった方にも、保険料を納めていただくこととなります。(最高で1人あたり50万円が上限)



※保険料の凍結について

対象者:制度開始直前に被用者保険の被扶養者であった方
(サラリーマンの妻で専業主婦である方や扶養される親など)

期間及び範囲:平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減することとしています。

(1)保険料の種類について

納めていただく保険料額は、次のとおり計算されます。

「所得割額」
所得額×0.0871

+

「被保険者均等割額」
47,272円

=

一人当たり
保険料

※所得の低い世帯の方には、被保険者均等割が軽減(7割、5割、2割)されます。

(2)保険料の納付方法について

保険料は、原則年金からの天引きとなります。被保険者の保険料額が決定されると、被保険者一人ひとりに通知書が送付されます。※平成20年4月1日までに75歳になっている方については、平成20年4月支給分の年金から徴収開始。

◎年金額が18万円未満の方 ⇒ 後期高齢者医療保険料、介護保険料ともに年金から徴収されません。納付書や口座振替などにより納めていただくことになります。

◎年金額が18万円以上で、[介護保険料+後期高齢者医療保険料]の年額が年金額の1/2を超える方 ⇒ 介護保険料のみ年金から徴収されます。医療保険料は、個別に納めていただきます。

◎災害その他特別の事情で、特別徴収の方法で保険料を徴収することが著しく困難な方

3.医療の給付について

(1)給付の種類について

被保険者が受ける療養の給付費など支給については、新たに設けられる「高額介護合算療養費」を除き、現行の老人保健制度で支給されているものと基本的には同じです。(P16参照)

(2)患者負担について

医療機関で受診した際、費用の1割(現役並み所得者は3割)を医療機関の窓口で支払っていただきます。なお、窓口負担は月ごとの上限額が設けられていますが、この上限額については「老人保健制度」と同じです。

(3)葬祭費の支給について

被保険者が死亡したときは、葬祭を行った方の申請により、5万円が支給されます。

✓ 高額医療・高額介護合算制度

同一世帯の被保険者で、医療保険の患者負担と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について年額での上限額を設け、負担を軽減します。

各制度の限度額は次のとおり



月ごとの負担額の上限(医療のみ)

	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
①現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円+1% (44,400円)
②一 般	12,000円	44,400円
③市町村民税非課税世帯 に属する方(④以外の方)	8,000円	24,600円
④③のうち、年金受給額 80万円以下等の方		15,000円

年ごとの負担額の上限(高額介護合算)

高額医療・高額介護 合算制度における自己負担限度額
67万円
56万円
31万円
19万円

※()内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合。

食事・居住費の標準負担額

医療機関に入院された方については、現行老人保健制度と同様、療養病院以外の場合は、食費に関する負担として、1食ごとに標準負担額。療養病床の場合は、食費については1食ごとに、居住費については1日ごとに標準負担額を負担していただきます。

区 分	
① 一般の方	(食 費) 1食につき460円(注) (居住費) 1日につき320円
② 市町村民税非課税の世帯に属する方等 (③、④以外の方)	(食 費) 1食につき210円 (居住費) 1日につき320円
③ ②のうち、年金受給額が80万円以下等の方 (④以外の方)	(食 費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき320円
④ ②のうち、老齢福祉年金を受給している方	(食 費) 1食につき100円 (居住費) 1日につき 0円

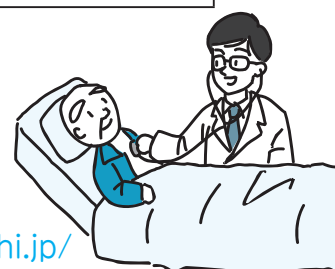
(注)管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保険医療機関の場合。それ以外の場合は420円。

なお、保険料については、広報わき2月号で詳しい記事を掲載する予定です。

問合せ▶保健福祉課(☎52-2196)

山口県後期高齢者医療広域連合事務局(☎083-921-7110)

ホームページ <http://www.koukikourei.townnet.pref.yamaguchi.jp/>



“じぶん”輝く生涯学習



生涯学習のマスコットです。
かわいがってね

みんなの笑顔で地域イキイキ!

わき愛あい

第3日曜日は
「家庭の日」

家庭の元気応援キャンペーン
早稲早給と 朝ごはん 読書 外遊び



中学生が乳幼児とふれあい体験
～地域家庭教育推進協議会～
12月5日、和木中学校
(藤邊健次校長)で、1年生
60名を対象に、町内の乳幼
児とその保護者18組約40
名の協力を得て「子育て理
解講座」が行われました。
講座では、助産師の林智
恵子さんから出産直後の
胎児の写真を見ながら、産
声を聞いたり、マタニティ
体験や模型を使って出産
の仕組みを学習しました。
また、お腹の中の胎児の
様子や妊婦が日常生活を
する上での苦労などにつ
いて知りました。さらに、
当日参加いただいた妊婦の方にご協力いただき元気な胎児の
心音を目前で聞くことができとても感動しました。



後半は中学生と乳幼児のふれあい体験を行い、かわいい赤
ちゃんを抱っこしたり、遊具で遊んだりしました。最初は戸惑
いがちな中学生も徐々に慣
れ交流を深めることができ
ました。
そのなかで生徒は「お腹
に赤ちゃんがいる時にはど
んな感じですか?」「蹴った
ら痛いですか?」など、保護
者に質問をしていました。
中学生も親に感謝する
気持ちを育てると同時に、
自分の将来に役立つ講座に
なったことと思います。

あいさつ運動啓発作文 優秀作品

「笑顔の和」

和木中2年 岩脇苑子

私にとつてのあいさつは笑顔だと思っています。
それは、毎日自転車で学校に通っている時に、私が近所の人
や、知らない人、それに工事のおばさんたちに元気よく「おは
ようございます。」と言うと、いつも笑顔で「おはよう。いつて
らっしゃい。」と言ってくれるからです。やっぱり、あいさつを
すると、すごくいい気持ちになります。その人たちの笑顔を見
て、私は、毎日元気に学校に行けるんだらうなと思いました。
それに、この前私が疲れて元気なく帰っていると、工事のお
ばさんが「お帰り、えらかったでしょう」と、とてもやさしい言
葉をかけてくれました。

私は、すごくうれしくて、疲れていたのも忘れ、元気に家へ
帰ることができました。それに、手をふってあいさつをしてく
れる人や、ときどき家から出てきて、あいさつをしてくれる人
などいろんな人がいて私は、笑顔がいつでもあふれるようにな
りました。それで、学校に通うのも、家に帰るのも、少し楽し
くなりました。

私の家では、朝起きたら、必ず「おはよう」とあいさつをし
ます。学校に行く時は、「いってきます」と言います。ときどき学
校でいやなことがある時は、言わない時があります。そうい
う時は、家の人も「どうしたの」と心配してくれます。

あいさつを、しなかったらいつもとちがうということがわ
かるので、これからは、そんなことがあっても、笑顔で元気に
帰りたいと思います。

寝る時は、「おやすみ」と言います。

そういう、毎日のあいさつをきちんとしようと思います。

あいさつって、知らない人とのふれあいがあるんだなあと思
いました。

あいさつは、ほんとに大切な事だと改めて思いました。

これから、いろんな場所でのいろんなあいさつを使うと思う
ので、私は笑顔で元気のいいあいさつができれば、いいなあと思
っています。

図書館行事案内&新着CD・図書

利用者カードをもって図書館へお越しください。

ホームページアドレス

<http://www.waki-toshokan.jp/>

1月の休館日 1～4日(年始)・7日(月)・14日(月)・21日(月)・28日(月)

問合せ：TEL 54-0222 FAX 54-0278

〈CD〉

☆ウィンター・レター／チューブ
 ☆そら／新垣結衣
 ☆ACTION／B'z
 ☆自己ベスト・2／小田和正
 ☆AND I LOVE YOU
 ／DREAMS COME TRUE
 ☆演歌名曲コレクション7
 ～あばよ・きよしのソーラン節～／氷川きよし
 ☆私を抱いて下さい／中村中
 ☆DON'T STOP A.I.／AI
 ☆寺内タケシ&ブルージーンズ2008
 ☆ライフタイム・ベスト／エリック・クラプトン

〈一般書〉

『風に顔をあげて』 平安寿子著
 『ブルーバレンタイン』 新堂冬樹著
 『もえない』 森博嗣著
 『十五万両の代償 十一代将軍家斉の生涯』
 佐藤雅美著
 『樹霊の塔 伊集院大介の聖域』 栗本薫著
 『アンダーレポート』 佐藤正午著
 『あねのねちゃん』 梶尾真治著
 『街のアラベスク』 阿刀田高著

『レースペーパーで折る雑貨』 小林一夫著
 『今すぐチェック！ 健康の基準』 鈴木隆雄著

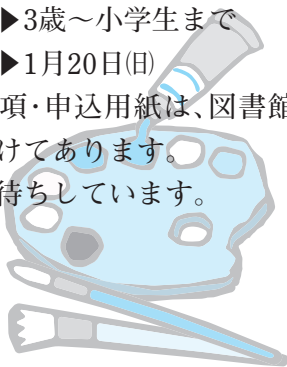
〈児童書・絵本〉

『天の町やなぎ通り』 あまんきみこ作 黒井健絵
 『ベスとアンガス』 マージョリー・フラック作
 『ときそば』 川端誠著
 『風の館の物語 2』
 あさのあつこ著 百瀬ヨシユキ絵
 『ひとりごむらいとこうちょうせんせい』
 斉藤洋著 高島那生絵
 『そのまたまえには』
 アラン・アルバーグ作 ブルース・イングマン絵
 福本友美子訳
 『魔法！魔法！魔法！』
 ダイアナ・ウィン・ジョーンズ短編集
 ダイアナ・ウィン・ジョーンズ作 佐竹美保絵
 野口絵美訳
 『ストーブのふゆやすみ』
 村上しいこ作 長谷川義史絵
 『タンタンとピカロたち』 エルジェ作 川口恵子訳
 『みーんな いすの すきま から』
 マーガレット・マーヒー作 ポリー・ダンバー絵
 もとしたいづみ訳

図書館からのお知らせ

読書感想画募集中！

対象▶3歳～小学生まで
 締切▶1月20日(日)
 募集要項・申込用紙は、図書館に
 備え付けてあります。
 応募お待ちしております。



2月24日に開催予定の古本 バザー用の本を募集します！

お宅に眠っている、「コミック本・絵
 本」をリサイクルしませんか？
 今回の応募は、コミックと絵本に限
 定です！ご協力をお願いいたします。
 詳しくは、図書館まで



絵本の読みきかせ

日時▶1月19日(土)
 10時30分～11時
 おはなし会サークル
 「ゆびとま」
 15時～15時30分
 おはなし会
 「びのきお」

対象者▶幼児・小学生
 場所▶図書館絵本のコーナー
 問合せ▶図書館(☎54-0222)

元気アップ教室のお知らせ

①ウォーキング

日時▶1月18日(金)10時～11時30分

内容▶『きれいにウォーキング』

準備▶動きやすい服装・室内シューズ・

タオル・バスタオル・お茶

申込み▶1月15日(火)まで

②アロマテラピー

日時▶2月22日(金)10時～11時30分

内容▶『アロマテラピー』

準備▶材料費500円・タオル

申込み▶2月15日(金)まで。先着15名で締め切ります。

①②ともに会場および問合せ先は保健相談センター(☎52-7290)

保健師からのメッセージ



インフルエンザに注意!

平成19年は暖かく短期間だった秋が過ぎ、空気が乾燥し始めるとともに、例年になく早いインフルエンザの流行が見られました。年内にインフルエンザワクチンの接種を受けられたでしょうか。寒さも乾燥も本格的になる1月から2月には、さらに流行する恐れがあります。日ごろから予防を心がけましょう。



インフルエンザの特徴

寒い時期には普通の風邪にもかかりやすくなりますが、インフルエンザには次のような特徴があります。

①急激な38度以上の発熱、全身痛、悪寒、倦怠感

②気管支炎や肺炎、脳症など合併症の危険性がある

③感染力が強く人から人へ広がる症状は発熱、頭痛、せき、くしゃみなど風邪に似ていますが、高熱が突

然出ることや全体的に症状が重いのが特徴です。高齢者はインフルエンザにかかっても自覚症状が出にくい場合があり、気づかないうちに重症化し肺炎や脳症などの合併症を引き起こしやすいので注意が必要です。インフルエンザが流行する時期に、体調がおかしいなど感じたなら、症状が軽くても念のために医師に相談しましょう。高齢者の他に重症化しやすいのは、幼児、妊婦、慢性肺疾患患者、心疾患患者、腎疾患患者、免疫不全状態の患者、施設内居住者などです。

日常生活での予防

①感染経路を断つ

人ごみを避ける。外出時にはマスクをする。適度な湿度を保つ(50～60%)。うがい、手洗いを丁寧にする。



②免疫力をあげる

十分に睡眠をとる。バランスのよい食事をとる。適度に運動し、厚着をしすぎない。



インフルエンザにかかったら

○十分に睡眠をとり、体力回復のためゆとり休養しましょう。

○発症後3日目くらいまでの期間が最も感染力が強いため、外出を控え他の人にうつさないように気をつけましょう。

○高熱により脱水症状になりやすいので、こまめに水分をとりましょう。

○体を冷やさないように、室温は20～22度、湿度は60～70%を目安に調節しましょう。

○消化がよく、バランスのよい食事をとりましょう。

○感染から2日以内に受診し、抗ウイルス薬などの早期治療を受けましょう。10歳代の未成年者には、タミフルは使用を差し控えるようになっています。ただし、タミフルを飲む飲まないにかかわらず、発熱中の子どもの様子は注意深く見るようにしましょう。

○子どもでは市販の解熱剤の使用によつて、脳症を引き起こしたり、重症化する場合があります。薬は自己判断せずに医師に相談して使いましょう。

食推さんのおすすめメニュー

干しえびのスープ

(材料6人分)

干しえび……………12g	水……………4.5カップ
きくらげ……………3g	顆粒コンソメ……………小さじ3
しめじ……………80g	濃口しょうゆ……………大さじ1+1/2
玉葱……………120g	みりん……………大さじ2/3
人参……………40g	
小松菜……………180g	

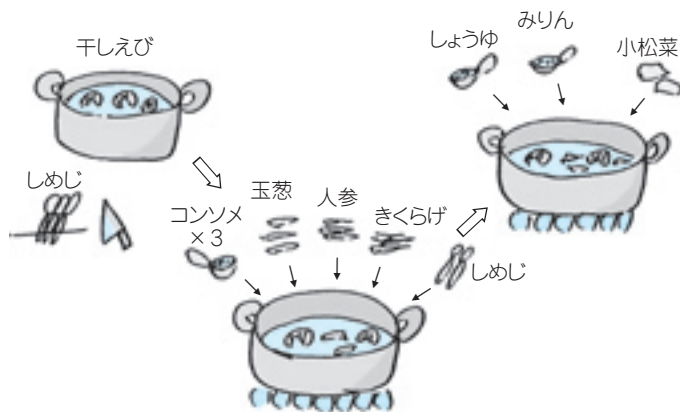
●作り方

①下準備

干しえび…鍋に分量の水を入れ、干しえびを浸けておく。
 きくらげ…水に戻し、せん切りにする。
 しめじ…石づきを除き、ほぐす。
 玉葱…薄切りにする。
 人参…せん切りにする。
 小松菜…さっと茹で、2～3cmの長さに切る。

②鍋で煮る

干しえびをつけた鍋を加熱し、コンソメを入れる。玉葱、人参、きくらげを加え、柔らかく煮えたらしめじを加える。しょうゆ、みりんで調味する。最後に小松菜を加え、ひと煮立ちさせる。



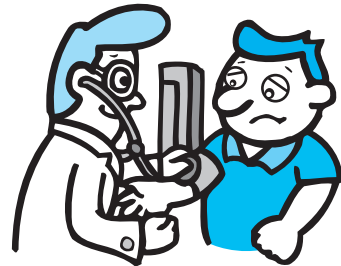
具たくさんで薄味のスープで美味しいです。

(食推5班 末岡 修子)

総合健診申込みは4月

例年4月に実施していた総合健診は、6月下旬に日程を変更します。例年1月に申込書をお届けしていましたが、20年度は4月にお届けします。総合健診のうち基本健診は、メタボリックシンドローム対策としての特定健診に変わります。特定健診は市町ではなく保険者が実施しますので、加入する医療保険からの健診案内にご注意ください。

問合せ▶保健相談センター(☎52-7290)



乳がん検診は3月末まで

19年度の乳がん検診対象者で、申込み済みの方には昨年の5月に受診券つき通知書を配布しています。平成20年3月31日までが受診券の有効期限です。期限内に医療機関で検診を受けてください。(検査可能な医療機関は、通知書に記載。)受診するときは、必ず受診券を持参してください。

【お詫びと訂正】

平成19年12月号に乳がん検診の対象年齢が、20歳以上の女性と掲載しましたが、**40歳以上の女性**の誤りです。お詫びして訂正させていただきます。

問合せ▶保健相談センター(☎52-7290)

健康カレンダー (1月16日～2月15日)

月 日 (曜)	行 事	対 象	受付時間	場 所
1月16日(水)	ほのぼの☆もぐもぐ教室	幼児とその保護者の方	10:00～13:30	保 セ
17日(木)	2歳児歯科健診	平成17年10月～平成18年1月生まれ	13:00～13:10	
18日(金)	元気アップ教室	一般の方	10:00～11:30	
21日(月)	健康相談	一般の方	9:30～10:30	体 育 セ ン タ ー
24日(木)	プレイルーム	乳幼児とその保護者の方	10:00～15:00	保 セ
	育児相談	乳幼児とその保護者の方	13:30～14:30	
31日(木)	妊婦さんのつどい	妊婦さんとそのご家族の方	9:30～13:00	
2月 4日(月)	健康相談	一般の方	9:30～10:00	関ヶ浜分館
5日(火)	健康相談(糖尿病)	血糖が高めの方	9:00～11:30	保 セ
6日(水)	健康相談	一般の方	9:30～10:30	体 育 セ ン タ ー
7日(木)	プレイルーム	乳幼児とその保護者の方	10:00～15:00	保 セ
14日(木)	離乳食教室	乳児とその保護者の方	9:30～13:00	
	プレイルーム	乳幼児とその保護者の方	10:00～15:00	

保セ・・・保健相談センター

※1月17日は2歳児歯科健診のため、プレイルームはお休みです

各種お知らせ

行政相談

総務省から委嘱された行政相談員が、行政に対する苦情や意見、要望を広く住民の方からお聞きする「行政相談」を行っています。お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

日時▼1月17日(木)
場所▼町民相談室

(☎52-1616)

心配ごと相談

普段、お困りのことや、悩んでおられることがありますたら、社会福祉協議会へお気軽にご相談ください。

問合せ▼社会福祉協議会

(☎52-8644)

精神保健相談

●精神保健相談

心の健康・認知症相談

毎月第2金曜日13時30分～15時30分

相談員▼専門医師

●巡回相談

毎月第1木曜日10時～16時

相談員▼専門医師

●ストレス相談

毎月第1・3火曜日

相談員▼心理カウンセラー

場所▼岩国健康福祉センター管内

各地

問合せ▼岩国健康福祉センター

(☎29-1525)

和木町「面接相談」のお知らせ

教育委員会では、いじめや不登校などで困っている、発育や発達に気になるなど、お子様の教育上の悩みについてお応えするために、臨床心理士による面接相談を実施します。どうぞお気軽にご相談ください。

日時▼1月25日(金) 14時～17時
申込み・問合せ▼

教育委員会【担当：折出】

(☎53-3123)

無料人権相談

日時▼2月6日(水)13時～16時

場所▼文化会館1階講習室

担当者▼地元人権擁護委員

相談内容▼

家庭内での悩みやめんど、相続や遺言に関すること、金銭の貸借、借地借家の問題、近隣間のもめごとなど相談に応じます。

※相談内容については、秘密を厳守します。

問合せ▼住民サービス課

(☎52-2194)

所得税・住民税の障害者控除の適用を受けることができます

これは、要介護認定を受けている方(12月31日現在65歳以上の方)が「障害者手帳」を取得していないくても、一定の要件(身体及び精神の状況)を満たしていれば、町から交付される「障害者控除対象者認定書」によ

り障害者に準じた所得控除が受けられる制度です。

障害者控除の適用を受けられるのは

要介護認定を受けている方本人、またはその方を扶養されている親族等で所得税・住民税が課税される方が対象となります。

控除を受けるためには

「障害者控除対象者認定申請書」(保健福祉課にあります)を役場保健福祉課の窓口へ提出してください。認定された方へは後日「障害者控除対象者認定書」を送付いたします。

障害者控除対象者認定書の有効期間

この「障害者控除対象者認定書」の有効期間は、障害者控除の対象となる方の障害事由が続いている間は有効となります。

控除対象年

平成19年分から対象となります。

問合せ▼保健福祉課介護保険係

(☎52-2196)

山火事に注意!

空気が乾燥して、山火事が発生しやすい状況になっています。特に次のような点に注意しましょう。

○枯れ草等のある火災が起りやすい場所では、たき火をしない

○たき火をして、その場を離れるときは火を完全に消す

○強風や乾燥している時はたき火、火入れをしない

○火入れを行う際は、許可を受ける

○タバコは指定された場所で喫煙を

し、吸いがらは必ず消し、投げ捨てない。

問合せ▼

岩国農林事務所(☎29-1565)

住民サービス課(☎52-2194)

平成20年度保育所入所児(0～2歳児)募集

受付期間▼1月11日(金)～2月15日(金)
受付場所▼新規入所は役場保健福祉課。継続入所は保育所でも受付をします。

申込方法▼申込書(保健福祉課、保育所にて配布)に、保護者全員の就労証明書と19年分の源泉徴収票または確定申告書の写等を添えて申し込んで下さい。

入所資格▼保護者、同居の親族及びその他の方が、就業、病気等で保育ができないと認められる場合。

入所決定▼3月上旬(予定)

※3歳以上は、幼稚園で教育・保育を実施しますので、保育所は平成17年4月2日以降に出生された乳幼児が対象となります。

問合せ▼保健福祉課 福祉係

(☎52-2195)

和木幼稚園新入園児募集

対象▼平成16年4月2日～

平成17年4月1日生まれの幼児

入園説明会▼2月6日(水)9時30分

場所▼幼稚園遊戯室

問合せ▼幼稚園 (☎52-2707)

敬老会アンケート結果

現在、和木町では敬老の日を楽しく過ごしていただこうと73才以上の方をご招待し敬老会を実施しています。「高齢化社会を迎え、73才はまだまだ若い方だ。」というご意見もいただいています。そこで、65才から80才までの100名の方に意見を伺うため、老人クラブ連合会のご協力を得て、アンケートを実施し93名の方からご回答をいただきました。

招待者の年齢について

- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| ① いままでどおり73才がよい | 56名 | 60.2% |
| ② 75才からがよい | 20名 | 21.5% |
| ③ 80才からがよい | 3名 | 3.2% |
| ④ 70才からがよい | 3名 | 3.2% |
| ⑤ 無回答 | 11名 | 11.8% |
- 「いままでどおり73才がよい。」というご意見が多かったので、来年以降も敬老会のご招待は73才からとしたいと思います。また他に敬老会の催しについて貴重なご意見も伺いましたので、参考にさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

寄付・寄贈

次の方々より社会福祉協議会へご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

●香典返し
小林 貢子さん (和木地区)

消費者生活相談 だより Vol.39

パソコン内職の 契約をしたが 仕事がもらえない

【相談】

電話でホームページを作成するパソコン内職を勧められた。簡単な試験を受けて合格すれば、初心者でも月8万円の収入になるといわれたので、試験に必要な教材を90万円で購入する契約をしたが、試験に合格できず、いつまでたっても仕事がもらえない。

【ポイント】

内職を紹介するといって消費者を勧誘し、仕事をするのに必要であるとして機材や教材などの購入契約をさせる販売方法は、内職商法と呼ばれています。

仕事をしたけれども、小さい子供がいるなどの理由で、なかなか家をあけることができないという20歳代から40歳代の女性が主な当事者となって

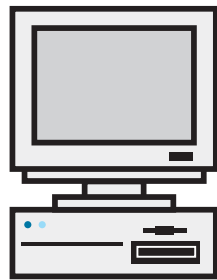
います。

家計を助けるつもりで内職をしようとしたものの、試験に合格できなかったり、説明どおりに仕事がまわしてもらえず、クレジットの支払いだけが残ってしまったという皮肉な結果になることもあります。

【対処方法】

内職商法で商品やサービスの契約をした場合、契約書面を受け取った日から20日以内であれば、クーリング・オフができます。

クレジットで契約すれば、月々の収入で支払いができるなどといわれても、高額な契約を伴う内職には注意が必要です。



問合せ

企画総務課(☎52-2135)
くらしの相談員
岡内章二郎(☎52-5868)
山口県消費生活センター
(☎083-924-2421)

和木俳句教室句会

(12月15日句会)

真つ白なさざんかの道農夫来る

陣場 孝子

赤松を伐り出す音や冬日和

浜田千代美

廃校の窓に夕日や紅葉散る

越智 幸子

十二月大往生の母しのふ

山重 杵子

夕日さす川の真中に鴨の陣

小川 營子

冬空へ鉄骨のびて駅舎たつ

灰岡美穂子

和木短歌教室

鉢植えのトランペットの黄花咲く

嘉屋 笑子

霜月なれど蕾いくつも

幾冊も本を机に積み重ね

正中ツヤ子

言い訳つけて今日も開かず

大学祭よろこび行けばステージに

森本 初子

「由紀さおり」姉妹の優し歌声

細りたる八十路の手足いたむ膝

箭野 賀代

いとおしみつつ庭の草ひく

ほつぽつと開きそめたる山茶花の

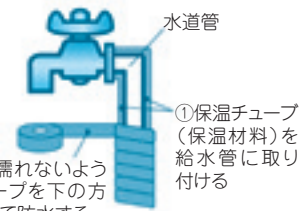
紅華やぎて秋深みゆく

藤上 紀子

水道管にも冬支度を

●夜の冷え込みにご注意

一般的に気温がマイナス4度以下になると
防寒の不十分な水道は凍ったり、
水道管が破裂したりするといわれています。
特に多いのは、次のような所です。



水道管が凍るのを防ぐには、水道管に保温チューブや布などを巻いて保温して下さい

- ・水道管がむき出しになっている所
- ・水道管が北向きにある所
- ・風当たりの強い所にある水道管

●**水道管が破裂したときは**
止水栓を締めて、水を止めてください。破裂した部分に布、またはテープをしっかりと巻きつけて応急手当をし、都市建設課へご連絡ください。

●水道が凍って出ないときは



タオルをかぶせ、その上からゆつくりとぬるま湯をかけて溶かします。熱湯はかけないでください。熱湯をかけると水道管が破裂する恐れがあります。

問合せ▼都市建設課

(☎52-2198)

和木町のごみ事情

不法投棄をした人に言います!

自分がどのようなことをしているのか考えてみてはどうでしょうか?

町内で最も不法投棄が多い場所、それは蜂ヶ峯総合公園入り口近くのテレビ塔付近です。

生活ごみをはじめ、車のホイールやバンパーなどの部品類、釣り竿、ワープロが投棄されていました。

他にも飲み物の空き缶やペットボトル、弁当ガラ、使ったティッシュペーパーや生理用品などです。

このようなものを捨てた人はどのような気持ちで捨てているのでしょうか?



「少しぐらいならいいや」

「人も捨てているからいいじゃん」

「決められた収集日に出すのがめんどくさい!」

なんて自分勝手なのでしょう!

自分の家のごみを捨てられたら、貴方はどのような気持ちになりますか?

人のことは関係ない、自分さえ良ければいい、そんな自分勝手な人が捨てるのではないのでしょうか?

この写真は、和木町快適環境まちづくり町民会議による環境パトロールで発見されたテレビ塔付近の不法投棄ごみです。

「仕方ない」って思いますか?

自分の責任でごみを処理している人がいる中で、

自分勝手な人が捨てたごみを税金で処理しているのですよ。

皆さんはどう思いますか?



ようきほうそう

容器包装リサイクル法

? ってなんだろう?

「容器包装」ってどんなもの?聞きなれない言葉ですね。でもじつは、私たちが毎日目に見えているもののなです。ジャムの入っているびん、ジュースが入っているPETボトル、チョコレートをつつんでいる紙、お店のレジでもらうポリ袋…これらはみんな「容器包装」です。

「容器包装リサイクル法」…PETボトルやつつみ紙などの「容器包装」をリサイクルするための法律???



いったいどんな法律なのでしょう、なぜ、この法律がつくられたのでしょうか。

今、私たちの身の回りには、ものがたくさんあり、とても便利です。お店に行けば、いつでも、何でも手に入ります。しかし、その結果、出てくるごみの量もどんどん増えてきました。

ごみがどんどん増えると困った問題がでてきます。ごみがそれほど多くなかった時代には、うめ立てたり、燃やしたりする方法や、ごみを新しい資源として使う「再資源化」という方法で、なんとかごみを片付けてきました。ところが、今ではごみが増え、うめ立てをする場所

がなくなってきてしまったのです。

このままでは、日本はごみでいっぱいになってしまいます。未来のためにも、どんどん増えるごみをなんとかしなければいけません!と大人たちは考えました。

そこで、なるべくごみを出さないようにしよう!ごみとなってしまったものをもう一度リサイクルして使うようにしよう!と、みんなに協力してもらうために、たくさんの法律を作りました。そのなかの1つが「容器包装リサイクル法」というわけです。その他に家庭電気製品、食品、建設資材、自動車を対象にした、それぞれのリサイクル法がつくられました。

実は、皆さんの家庭から出るごみの半分以上、約60%(容量)が「容器包装」なのです。



これらの容器包装ごみが、新しい材料に生まれ変わったら…そんな考えからできたのが「容器包装リサイクル法」です。

ガラスびん、PETボトル、紙・プラスチックの容器包装ごみが、新しい資源に生まれ変わります。

アルミ缶やスチール缶、牛乳パックや段ボールなども、リサイクルされています。

第8回キラリンピックスローガン募集

山口県では、障害のある方々の社会参加を進めるため、山口県障害者スポーツ大会「キラリンピック」を開催します。

来年度、第8回大会を開催するにあたり、障害のある方々の社会参加を応援し、県民の皆さんが広く親しめる大会にすることを目的として、大会スローガンを募集します。奮ってご応募ください。

応募資格▶県内にお住まいの方

募集内容▶自作・未発表のもので、大会の趣旨にふさわしい作品

応募方法▶保健福祉課、健康福祉センターに備え付けの応募用紙、または官製はがき、FAX、メールで1枚(通)につき1作品を記入してください。

応募の際は、氏名(ふりがな)、郵便番号、住所、年齢、電話番号、職業を明記してください。

応募締切▶1月21日(月) 必着

応募・問合せ先▶〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁障害者支援課内

山口県障害者スポーツ大会運営委員会事務局 「スローガン募集」係

☎083-933-2765 FAX083-933-2779 mail:a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

平成20年成人式のお知らせ

対象者▼昭和62年4月2日から昭和63年4月1日まで

に生まれた方

日時▼1月13日(日)

受付 10時30分～

場所▼総合コミュニケーションセンター

その他▼会場周辺は、駐車場が少ないのでご注意ください。

問合せ▼教育委員会

(☎53-3123)

町営住宅のお知らせ

現在、町内全域の町営住宅の入居申込みを停止しております。

問合せ▼都市建設課

(☎52-2197)

掲載写真差し上げます

広報わきに掲載した写真を無料で差し上げます。ご希望の方はご連絡ください。

問合せ▼企画総務課

(☎52-2136)

今月の納税

町県民税4期分
国民健康保険料7期分
介護保険料7期分
上下水道使用料 ... 11・12月分
町営住宅使用料1月分
※納期内に納めましょう!
問合せ▶税務課(☎52-2193)

和木町住宅建設資金利子補給制度

この制度は、和木町内において良質な住宅の建設の促進を図るため、町内に住宅を新築した方、または、町内に建設された新築住宅を購入した方で、その資金を金融機関等から借り入れた方に対して、その借入額に対する利子の一部または全部について、町が補助する制度です。

対象となる新築住宅の基準▶

人の居住用床面積が 60 m²以上あること。

補助額及び補助期間▶

新築住宅の建設または購入に要した費用に対する償還金のうち、利子に相当する額（年額上限 60,000 円）を居住を開始した月から 60 ヶ月間補助します。

申請方法▶

居住開始から 2 ヶ月以内に、必要書類を添えて役場都市建設課に申請して下さい。

問合せ▶都市建設課(☎52-2197)

わきっこクラブ（留守家庭教室） ～指導員募集～

教育委員会では、次のとおり指導員を募集しています。

勤務内容▶児童の遊びや学習習慣等の指導

勤務時間▶登校日 13時～18時

土曜日 8時～12時30分

長期休業日等 8時～18時

（上記時間のうち、8時間もしくは4時間）

賃 金▶日額6,600円（半日3,300円）

募集人数▶若干名

資 格▶保育士、教諭および児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の資格を有する健康な方。

応募方法▶1月21日(月)までに、履歴書（市販用紙、写真添付）・資格証明書の写しを教育委員会（文化会館内）に提出してください。

問合せ▼教育委員会(☎53-3123)

和木町の人口ピラミッド

平成19年12月1日現在

3,282人 男
(+4)

女 3,307人
(+2)

総人口 6,591人
(+6)

世帯数 2,694世帯
(-1)

和木町の面積 10.56km²

